

長与町バドミントン協会規約

(名称)

第1条 この団体は、「長与町バドミントン協会」(以下「協会」という。)と称する。

(加盟)

第2条 本協会は、長崎県バドミントン協会並びに長与町スポーツ協会に加盟する。

(目的)

第3条 本協会は、長与町を中心にバドミントン競技を普及発展させ、町民の体力及びスポーツ精神の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 本協会は各職場、クラブ、及び友好団体をもって組織する。

(事業)

第5条 本協会は、前第3項の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1)バドミントン競技の普及と育成
- (2)バドミントン競技に関する研修会、講習会の開催
- (3)その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第6条 当協会に次の役員を置き、理事会を構成する。

- | | |
|---------|----|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 1名 |
| (3)理事長 | 1名 |
| (4)副理事長 | 1名 |
| (5)事務局長 | 1名 |
| (6)競技部長 | 1名 |
| (7)会計 | 1名 |
| (8)顧問 | 1名 |

2 会長は必要に応じ、各部に人員を配置することができる。

(役員選出)

第7条 理事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 会長は、総会において理事の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が選出し任命する。
- 4 監査役は、理事会において選出し会長が任命する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会費等)

第9条 本協会の経費は次の諸収入をもってこれにあてる。

- (1)参加料
- (2)寄付金
- (3)その他の収入

(会計年度)

第10条 本協会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

(義務)

第11条 会員は、当協会が主催する事業、または活動に協力する義務を負うものとする。

(総会)

第12条 総会は、役員過半数(委任を含む)をもって毎年1回開催し、事業報告、会計決算報告及び、事業計画、予算を役員過半数の議決にて決定する。

(会議)

第13条 理事会及び臨時総会は、会長が必要と認めた場合に招集する。

(競技規定)

第14条 大会における諸規定については、長与町バドミントン協会競技規定において定める。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項については、理事会で審議し、会長が決定する。

附則

この規約は、平成28年4月1日より施行する。

令和4年4月1日から一部施行改正する。